

授業について

授業時間

〈日進キャンパス〉

時 限	時間帯
1 時 限	9:30~11:00
2 時 限	11:10~12:40
3 時 限	13:30~15:00
4 時 限	15:10~16:40
5 時 限	16:50~18:20

〈楠元キャンパス〉

時 限	時間帯
1 時 限	9:30~11:00
2 時 限	11:15~12:45
3 時 限	13:45~15:15
4 時 限	15:30~17:00
5 時 限	17:15~18:45

※ 試験時間帯とは異なりますので注意してください。

休講

授業は大学行事や授業担当教員のやむを得ない理由により休講することがあります。

なお、台風など緊急時における授業については、諸規則「緊急時の授業等取扱いに関する内規」(P.314~315)を確認してください。

休講掲示がなく、始業時刻から30分以上経過しても担当教員が来ない場合は、日進キャンパス教務課又は薬学部事務室に連絡し、その指示に従ってください。

補講

休講となり規定の授業時間数に満たない授業科目については、補講を行います。その場合原則、講義期間中の月曜日から金曜日の5限または土曜日1限、2限、補講・講義予備日(授業予定表参照)に行います。

なお、規定の授業時間数を満たしていても、授業の進度によっては補講を行う場合もあります。

教室変更

時間割に掲載している教室から履修人数の増減や教室に設定してあるAV機器の事情により教室を変更する場合があります。授業によっては随時変更する場合がありますので注意してください。

休講・補講・教室変更などの情報は、

- ①大学ポータルサイト「WebCampus」：<https://wcs.agu.ac.jp/campusp>
 - ・パソコン・スマートフォン：大学ホームページ→「WebCampus」
 - ・携帯電話：<https://wcs.agu.ac.jp/campusp/ktop.do>
- ②学内掲示板
 - ・薬学部棟2階掲示板(楠元キャンパス)

WebCampus



※急な用件により授業当日の案内になることもありますので、必ず毎日授業前に確認するようにしてください。

授業を欠席する場合

■教養教育科目

講義回数の3分の1を超えて欠席すると、試験を受けることができません。

講義を欠席する場合は、担当課にて手続きを行い、書類を受取り後に授業の担当教員に提出・報告してください。

必要な証明書を用意 ⇒ 手続・発行場所へ ⇒ 発行された書類を各講義科目担当教員へ提出

欠席理由	手続・発行場所	必要な証明書	提出書類・提出先
病気・けが(2週間未満)	欠席した講義の担当教員に報告・相談してください。		
病気・けが(2週間以上)	学生課 「欠席届」の交付を受ける。	診断書など	欠席届のコピー 授業の各担当教員
近親者の忌引	学生課 「忌引届」を提出 (参考)両親7日間、祖父母・ 兄弟姉妹3日間、伯叔父母1日間	会葬礼状など	公欠カード・ 授業の各担当教員
課外活動 (試合・講演・ 発表会など)	学生課	「クラブ活動申請書」と 試合・講演・発表会などの 開催を証明する書類	

※それぞれの理由について審議のうえ、教務部長、学生部長が許可します。

■専門教育科目

講義は3分の2以上、実習・演習は4分の3以上出席した場合に履修が認定されます。ただし、下記の理由による欠席については、所定の手続きを行うことにより、配慮されることがありますので届け出てください。

欠席理由	必要な証明書	申請場所	提出書類・提出先
病気・けが(2週間未満)	・診断書または通院や欠席を証明できるもの	薬学部事務室	欠席カード 欠席した授業の担当教員
病気・けが(2週間以上)学則第24条	・診断書など	薬学部事務室	欠席した授業の担当教員
就職活動 (筆記試験・面接試験・内定式・ 研修会のみ)	・就職面接・試験の通知など (説明会は認めない)	薬学部事務室	欠席届 欠席した授業の担当教員

公欠として取り扱う場合

欠席理由	必要な証明書	申請場所	提出書類・提出先
近親者の忌引 (参考)両親 7 日間、祖父母 兄弟姉妹 3 日間、伯叔父母 1 日間	・会葬礼状など	薬学部事務室	公欠カード 欠席した授業の担当教員
裁判員制度による裁判員選出の場合	・期間を証明できる書類	薬学部事務室	公欠カード 欠席した授業の担当教員
学校保健安全法施行規則第 18 条 (感染症) の場合	・診断書など	薬学部事務室	公欠カード 薬学部事務室

■学校保健安全法施行規則第18条（感染症）について

・学校保健安全法施行規則第18条（感染症）は、下記のとおりです。

第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。)、新型コロナウイルス(COVID-19)
第二種感染症	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、第一種の感染症とみなす。

・対象者

- ①学校保健安全法施行規則第18条に基づき、第一種、第二種、第三種感染症にかかった者
- ②学校保健安全法施行規則第18条に基づき、第一種、第二種、第三種感染症にかかった疑いのある者

・出席停止期間について

出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとします。

感染の区分	感染症の種類	出席停止期間
第一種	すべて	完全に治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜炎	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	すべて	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※第二種の感染症（結核および髄膜炎菌性髄膜炎を除く）にかかった者については、上記期間出席停止とする。ただし疾病により学校区その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。

※第一種もしくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いのある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校区その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

※第一種又は第二種の感染が発生した地域から通学する者については、その他の発生状況により必要と認めるとき、学校医の医師を聞いて適当と認める期間。

※第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の医師を聞いて適当と認める期間。

試験について

試験の種類

定期試験	各学期の授業終了後に実施する試験
追試験	正当な理由によって、やむをえず定期試験を受験できなかった場合に、その理由を明らかにする証明書を添えて願出た者に対して実施する試験
再試験	その学期または年度の講義科目が保留となった者に対して実施する試験
共用試験	学外実務実習に向けて基礎学力を評価するために4年次の事前実務実習終了後に行う、CBTおよびOSCE試験
卒業試験	「総合演習Ⅲ・Ⅳ」において実施する試験

※ 科目によって講義時間中に試験（小テスト）を行うことがあります。

※ 科目によってレポート提出を試験に代えることがあります。

試験時間帯

〈日進キャンパス〉

時 限	時間帯
1 時 限	9:30~10:30
2 時 限	10:50~11:50
3 時 限	12:40~13:40
4 時 限	14:00~15:00
5 時 限	15:20~16:20
6 時 限	16:40~17:40

〈楠元キャンパス〉

時 限	時間帯
1 時 限	9:30~11:00
2 時 限	11:15~12:45
3 時 限	13:45~15:15
4 時 限	15:30~17:00
5 時 限	17:15~18:45

※ 講義期間の時間帯とは異なりますので注意してください。

※ 試験時間帯は、春学期・秋学期定期試験、追試験、再試験共通です。

受験上の諸注意

1. 【受験資格】

試験を受けることのできる授業科目は、履修登録の手続きを経て受講している科目に限られます。ただし、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができません。万一受験しても、無効となります。

■ 学生証または仮受験票を携帯していない者。

■ 科目開講回数の3分の1を超えて欠席し、「失格」となった者。

■ 試験開始後30分まで（試験時間1時間の場合は20分まで）に、所定の教室に入室しなかった者。

2. 【受験教室での座席】

最前列から学籍番号順に決められた席に着席してください。

3. 【学生証の提示】

学生証または仮受験票は写真を上にして、必ず通路側机の上に置いてください。

4. 【机上の整頓】

着席した机に書き込み等があれば、すべて消しておいてください。

筆記用具・消しゴム等の必要なもの以外は机の上に置かないでください（下敷きの使用不可）。

携帯電話などの使用は許可しませんので、電源を切ってカバンなどにしまってください。

5. 【不正行為】

VI. 諸規則「愛知学院大学試験における不正行為に関する規程」に該当する者は、その規定によって処分されます。試験場内で物品（筆記用具・消しゴムなどを含む）を貸借した者なども処分の対象となります。

6. 【答案の提出】

答案の提出は試験開始35分以後（試験時間1時間の場合は25分以後）とします。答案の提出を指示された場合には、監督者の指示に従って提出し、指示された出口から退場してください。

7. 【監督者指示の厳守】

教室では常に監督者の指示に従ってください。指示に反した場合には退場を命じます。

8. 【参照許可物件】

持込許可物件が明示されている場合のみ、当該物件（自己所有のものに限る）の参照が許可されます。

辞書などに書き込みがある場合には、それを消して使用してください。

ルーズリーフ式のノートは、必ずホッチキスなどで綴じてください。

9. 【定期試験欠席の取り扱い】

やむを得ず定期試験を欠席する場合は、受験科目の試験開始前までに必ず日進キャンパス教務課又は薬学部事務室へ届け出てください（届け出は電話でも可）。欠席理由により追試験を受験できる場合があります。詳細は次ページ追試験にて確認してください。

10. 【試験期間中の通学】

公共の交通機関を利用して十分余裕をもって通学してください。

11. 【その他】

学生証を忘れた場合は、証明書自動発行機にて仮受験票（1,000円）の発行手続きをしてください。

試験に関することは、日進キャンパス教務課又は薬学部事務室に問い合わせてください。

レポート試験

レポート試験の該当科目や論題、書式、枚数などは、事前に掲示板にて発表します。また、科目担当教員から直接指示がある場合もあります。

提出上の注意

次の事項を守ってください。

- ①定められた期間内に提出してください。
- ②指定ボックスに提出してください。
- ③レポートにはペン書きの「表紙」(鉛筆不可)を付けてください。
パソコンにて作成の場合は右記の表紙見本を参考にしてください。
- ④レポートを直接科目担当教員に提出した場合、提出期限に遅れた場合、
指定外のボックスに提出した場合は、無効となりますので注意してください。
- ⑤レポートはホッチキスでとめて提出してください。(クリップではとめないでください)
- ⑥本学指定のレポート用紙および表紙は、学内丸善(日進キャンパス3号館1階)にて販売しています。

表紙見本

年 月 日 提出		

科目名		
先生	曜	限
学部		学科
年		
学籍 番号	氏名	

提出期限に遅れたレポートは、一切受理しません!!

追試験

追試験

下に該当する場合は追試験の対象となります。

《追試験対象理由》

No.	欠試験理由	必要証明書
①	公共交通機関の事故・故障などによる不通もしくは遅延	遅延証明書
②	近親者の忌引(3親等以内)	公欠カード(学生課にて発行)又は会葬礼状
③	大学の代表として出場する競技会・講演・発表会などへの出場	公欠カード(学生課(クラブ関係窓口)発行)
④	就職試験	就職活動報告書(キャリアセンター発行)
⑤	学校保健安全法施行規則における学校感染症	学校感染症であることわかる医師の診断書等 (診断書に記載されている「加療(安静)を要する期間」に 該当の試験日が含まれていることが必要)
⑥	試験日時の重複	教務課にて確認
	単位互換履修による授業および定期試験との重複	先方の大学が発行する証明書
	天災など	罹災証明書
⑦	病気・けが(入院・通院含む)	医師の診断書(診断書に記載されている「加療(安静)を要 する期間」に該当の試験日が含まれていることが必要)

1. 追試験の手続き

受験する科目の試験開始時間までに、教養教育科目は日進キャンパス教務課へ、専門教育科目は薬学部事務室へ必ず届け出てください(届け出は電話でも可)。当該科目の定期試験実施日を含む3日以内(窓口業務休止日を除く)に「追試験願」(本学指定用紙)と「証明書類」、追試験科目1科目につき受験料2,000円(⑦の場合のみ)を添えて日進キャンパス教務課又は薬学部事務室に提出してください。

2. 成績の最高評価

教養教育科目：①～⑥の欠試験理由に対しては「AA」評価とし、⑦の欠試験理由に対しては「A」評価とします。

専門教育科目：欠試験理由に関わらず「A」評価とします。

3. 追試験の欠席について

追試験を欠席した場合、いかなる理由があってもその後の追試験は行いません。

4. 追試験の対象とならない場合

- ・上記追試験対象理由に該当しない場合
- ・上記追試験対象理由に該当しても、届け出なく手続きの期限を過ぎた場合
- ・定期試験において学生証不携帯や所定の時間を超えて遅刻した場合
- ・自動車やオートバイ通学にて、事故、故障、渋滞で試験を受験できない場合

期限以降の追試験の受付はできません

再試験

再試験について

「再試験願」を提出して許可された者は再試験科目1科目につき受験料2,000円を納入し、受験することができます。申し込み期限や実施については、日進キャンパス教務課又は薬学部事務室で相談してください。

(諸規則「愛知学院大学薬学部試験要領」P.308参照)

成績について

授業科目の履修

授業科目の履修は講義に3分の2以上、実習・演習に4分の3以上出席した場合に認定されます。ただし、E評価となった場合はこの限りではありません。

単位の修得

単位の修得は、履修が認定された者で、授業科目の春学期・秋学期定期試験（授業中の試験、レポート）の結果を総合して、その科目が合格と評価された場合に認定されます。

成績評価基準

■ 教養教育科目《愛知学院大学の単位認定及び成績評価に関するガイドライン》

評価	ポイント	100点満点での得点範囲	基準
AA (秀 合格)	4	90 点以上	科目内容を修得し、極めて優秀な成績を修めた者
A (優 合格)	3	89 点から 80 点	科目内容を修得し、優れた成績を修めた者
B (良 合格)	2	79 点から 70 点	科目内容を修得し、良好な成績を修めた者
C (可 合格)	1	69 点から 60 点	科目内容を修得したと認められる者
D (不合格)	0	59 点から 30 点	科目内容を修得したとは認められない者
E (不合格)	0	29 点以下	科目内容を修得したとは認められず、修得には再度の履修が必要である者
K (不合格)	0	試験を受けていない者	
S (不合格)	0	科目開講回数分の3分の1を超えて欠席し、失格となった者	

■ 専門教育科目《愛知学院大学薬学部専門科目の単位認定及び成績評価に関するガイドライン》

評価	ポイント	100点満点での得点範囲	基準
AA (秀 合格)	4	90点以上	科目内容を修得し、極めて優秀な成績を修めた者
A (優 合格)	3	80点以上90点未満	科目内容を修得し、優秀な成績を修めた者
B (良 合格)	2	70点以上80点未満	科目内容を修得し、良好な成績を修めた者
C (可 合格)	1	60点以上70点未満	科目内容を修得したと認められる者
D (不合格)	0	60点未満	科目内容を修得したとは認められない者(既履修者) ※
E (不合格)			科目内容を修得したとは認められず、再度の履修が必要な者(再履修者)

学期末までの一時的判定

S (失格)		講義科目は3分の1、実習・演習科目は4分の1を超えて欠席し、失格となった者
K (欠試)		定期試験無断欠席者(追再試験受験資格なし)
H (保留)		合格に及ばないもの(再試験対象者)
T (追試対象)		正式な理由による定期試験欠席者(追試験対象者)

※修得のためには、進級者は該当科目の指定する補習を受けること。留年者は該当科目の授業に出席し、受験資格を満たすこと。

GPA 制度

GPA (Grade Point Average, 成績評価係数)

GPA制度は、一定期間の履修と学習の状況を把握することによって、個人別に適切で、細やかな履修・学習アドバイスを行うためのものです。また、個人の総合的な成績の指標や面談・修学指導等にも客観的なデータとして利用されます。

● 成績評価係数 (GPA)

下記の方法によって算出された評価ポイントによって、次のように評価します。

成績評価係数 (GPA)	総合評価
4.000以下 ~ 3.400以上	秀
3.400未満 ~ 2.700以上	優
2.700未満 ~ 2.000以上	良
2.000未満 ~ 1.300以上	可
1.300未満 ~ 0.800以上	注意
0.800未満	警告

※全履修科目を対象とする。(不合格科目も含む)

※GPAに含まれない科目

以下の科目はGPAに含まれません。

- ①自由選択科目(卒業要件単位数に含まれない科目)
- ②単位認定科目(資格取得による認定科目等)

● 成績評価係数 (GPA) の算出方法

$$GPA = \frac{(AAの単位数 \times 4) + (Aの単位数 \times 3) + (Bの単位数 \times 2) + (Cの単位数 \times 1) + (D \cdot Eの単位数 \times 0)}{\text{履修登録単位数}}$$

成績発表

■ 教養教育科目：成績は、セメスター毎に、WebCampusで発表します。成績評価についての質問がある場合は、教務課で成績質問受付期間中（成績発表後約1週間）に手続きを行ってください。

■ 専門教育科目：試験結果（可否）を試験期間終了後、適宜開示します。成績に関する質問がある場合は、科目担当教員に問い合わせてください。また、非常勤講師担当科目については、薬学部事務室に問い合わせてください。

単位認定について

入学前の既修得単位の認定(学則第8条3の取扱い)

大学・短期大学、または高等専門学校において修得した単位を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなし単位を与えることがあります。

入学前の既修得単位の認定申請の手続きについて

申請期間	: (春学期) 4月3日(土)~4月7日(水) ※4月4日(日)は除く
必要書類	: 前大学の成績証明書、前大学の講義概要、単位認定申請願
提出先	: 教学センター教務課 薬学部窓口

注1) 申請できる時期は、入学年度の最初のセメスターのみです。

注2) 教養教育科目の認定は申請したセメスター(1年次)に、専門教育科目の認定は2年進級時に行います。

(ただし、1年次に開講される専門教育科目は履修してください)

資格試験による認定単位

(1) 英語実用試験による認定単位

実用英語技能検定(英検)、TOEIC、TOEFLにおいて、一定以上の級またはスコアを修得した学生は、必修英語5単位(5科目)のうち、級またはスコアに応じて下表のとおり単位が認定されます。

※英語Ic(4年次春学期開講)は、単位認定の対象とはなりません。

検定試験の種類	級またはスコア	認定単位数	認定対象の科目名
実用英語技能検定	準1級	2単位	英語Ia・IIa・Ib・IIbの4科目の中から、いずれか2科目
	1級	4単位	英語Ia・IIa・Ib・IIb(4科目)
TOEIC ※IPテストも可	600点~794点	2単位	英語Ia・IIa、Ib・IIbの4科目の中から、いずれか2科目
	795点以上	4単位	英語Ia・IIa、Ib・IIb(4科目)
TOEFL	PBT 504点~573点	2単位	英語Ia・IIa、Ib・IIbの4科目の中から、いずれか2科目
	iBT 64点~89点		
	PBT 574点以上	4単位	英語Ia・IIa、Ib・IIb(4科目)
	iBT 90点以上		

PBT…paper-based testing iBT…Internet-based testing

(2) 第2外国語の検定試験による単位認定

ドイツ語、中国語、フランス語、韓国語の検定試験において一定の基準を満たしている学生には、選択科目である第2外国語の単位が認定されます。対象となる検定試験、認定基準などは以下のとおりです。

検定試験	認定基準	認定対象の科目名	認定単位数	検定試験	認定基準	認定対象の科目名	認定単位数
ドイツ語技能検定 (ドイツ語学文学振興会)	3級以上	ドイツ語I・II(基礎)	2単位	実用フランス語技能検定 (フランス語教育振興協会)	4級以上	フランス語I・II(基礎)	2単位
	4級	ドイツ語I(基礎)	1単位		5級	フランス語I(基礎)	1単位
中国語検定 (日本中国語検定協会)	4級以上	中国語I・II(基礎)	2単位	ハングル能力検定 (ハングル能力検定協会)	4級以上	韓国語I・II(基礎)	2単位
	準4級	中国語I(基礎)	1単位		5級	韓国語I(基礎)	1単位
漢語水平考試 (HSK日本実施委員会)	2級	中国語I・II(基礎)	2単位	韓国語能力試験 (韓国教育財団)	2級以上	韓国語I・II(基礎)	2単位
	1級	中国語I(基礎)	1単位		1級	韓国語I(基礎)	1単位

申請の手続き

申請期間 : (春学期) 4月5日(月)~4月13日(火) ※土日は除く
(秋学期) 後日発表します。

必要書類 : 合格を証明する書類(合格証、認定証など)とその写し(コピー)、単位認定申請願

提出先 : 教学センター教務課 薬学部窓口

注1) 申請したセメスターで単位を認定します。

注2) 単位認定は履修制限単位数に含まれません。

海外留学の単位認定

外国の大学又は短期大学に留学し、単位を修得した場合、VI.諸規則「外国の大学等で修得した単位認定要領」に基づいて単位が認定されます。詳細については、日進教務課で確認してください。

海外留学研修「海外事情」修了による単位認定

本学が行う「海外語学研修」に参加し所定のプログラムを修了した学生は、2単位または1単位を認定します。なお、研修コースは下表のとおりです。

〈海外語学研修コース〉

研修国	大学	単位数
イギリス	カンタベリー・クライスト・チャーチ大学	2単位
カナダ	ビクトリア大学	
オーストラリア	ボンド大学	
韓国	東国大学	
台湾	慈済大学	

〈グローバル人材育成プログラムコース〉

研修国	大学	単位数
韓国	東国大学	1単位
台湾	慈済大学	
中国	湖南師範大学	

※研修国・大学は、変更することがあります。詳細については、国際交流センター窓口で確認してください。

なお、海外語学研修は、夏休み・春休みに実施しますので、語学研修期間中に実施される試験や補講などを受けることができませんので注意してください。